

2024 年 5 月 18 日

学 校 法 人 九 州 学 園

理 事 長 吉 戒 孝 殿

評 議 員 会 議 長 殿

学 校 法 人 九 州 学 園

監 事 中村孝孝 

監 事 原 英夫 

監 査 報 告 書

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人九州学園寄附行為第 15 条の規定に基づき、学校法人九州学園の令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務並びに財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を実施しました。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人九州学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

なお、学校法人九州学園は、計算書類（注記）8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項（1）に記載のとおり令和 5 年 7 月 25 日付で、文部科学省高等教育局私学部参事官に「経営改善状況報告書」を提出し、令和 6 年 3 月 11 日付、文部科学省高等教育局長通知「改善状況に関する調査結果について（通知）」において、現状では未だ学生未充足の継続等に伴い経営が悪化していることから、速やかかつ適切な経営改善が必要な「集中経営指導法人」と判断され、改善に向けて努力するよう指導を受けております。また、（2）に記載のとおり当法人は令和 6 年 3 月より国際医療福祉大学・高邦会グループの支援を受けて経営再建中であります。

以上